医療機関・助産所の

関係者の皆さま

岡山県和気町　こどもまんなか支援室

妊婦・乳児一般健康診査及び産婦健康診査について（お願い）

岡山県和気町の保健行政の推進につきまして、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて本町では、県内委託医療機関・助産所以外の県外医療機関・助産所において妊婦・乳児一般健康診査及び産婦健康診査を受診する場合は、受診者が医療機関へ料金を支払い、後日和気町に申請することにより助成を受ける償還払いの方法をとっています。

　◆償還払いの手続きには、対象者の方に以下のものを添えて申請して頂きます◆

○該当する健康診査及び検査受診票（結果・受診日の記載されたもの）

○領収書・診療報酬明細書（健診や各検査毎の金額がわかるもの）

つきましては本町住民の妊産婦または乳児が、貴機関で妊婦・乳児一般健康診査及び産婦健診を受診した際には、受診者に検診等の費用を請求し、次のことをお願いいたします。

＊領収書・診療報酬明細書の発行

＊受診者が持参する受診結果票に、受診日・健診結果・受診機関名等のご記入お忙しい診療中のこととなり、大変お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

　◆健診・検査の助成申請の際の留意事項◆

　　　　　○血液・超音波・クラミジア・GBSの各検査について

妊婦一般健康診査と同日にした検査が助成対象となります。

　　　　　○新生児聴覚検査の助成対象となる検査機器について

検査機器は、AABRによる検査のできるネイタスアルゴまたはMB-11ベラフォンでの検査に限ります。

○産婦健康診査受診票の使用期限と内容について

使用期限は産後８週間までです。健診と裏面のエジンバラ産後うつ病質問票の実施の実施により、助成対象となります

不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【お問合せ先】　　〒709-0495

岡山県和気郡和気町尺所555番地

和気町　こどもまんなか支援室

　　　　　TEL：0869-93-4450